

国立市議会議長 青木 健 様

国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情

【陳情の趣旨】

2021年の個人情報保護法改定で、議会を除く地方自治体の行政機関の個人情報保護制度が、全国的な共通ルールに規定されることになりました。しかし、行政機関の個人情報保護制度については、地方自治体の条例が先駆的な役割を果たして、国の法律は周回遅れで付いてきたのが実情です。しかも、日本で最初の個人情報保護法制は、1975年に策定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」とされ、現行の国立市個人情報保護条例も、2000年に市議会で全会派提案で「情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正を求める決議」の可決を受けて、2002年に制定されたものです。

また、2015年陳情第4号「個人情報保護条例に関する陳情」が全会一致で採択され、番号制実施に伴う条例改正に当たっても、国立市民の安全のために個人情報を厳しく守ることが目指されました。

残念ながらこの先駆的な条例から、市議会を除く実施機関は外れることとなり、改正個人情報保護法が施行される2023年4月1日までに新たな個人情報保護に関する条例を制定することになります。

一方で、自治体議会については共通ルール化の対象ではなく、現行の個人情報保護条例の体系に留まります。市議会がリードして、先進的な国立市の個人情報保護制度がこれまで制定・運用されてきた経緯を鑑み、執行機関の新たな条例検討プロセスとの間でしっかり調整される必要があります。

その街に住む人の命と暮らしを守り、個人情報を保護するのは自治体の責務です。共通化により個人情報保護の質を低めることはあってはなりません。市民が安心して暮らせる地域であり続けるために、条例の精神を継承した個人情報保護のシステムを求めます。

【陳情事項】

1. 執行機関の新たな個人情報保護条例において、これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないように、現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでください。
2. 市議会の個人情報保護制度の検討にあたっては、執行機関としっかり調整し、現行の個人情報保護制度と条例の条文を出来得る限りそのまま引き継いでください。